

【地域活動における感染防止対策のガイドライン】

地域活動を行う際の感染防止対策について、すべての活動に共通する基本的な感染防止対策を（１）に、活動内容ごとの感染防止対策の具体例を（２）以降に記載しております。地域活動を行う場合は、（１）に加え、活動内容に応じて（２）以降の感染防止対策にもご留意ください。

また、以下のような感染防止対策を講じることが困難な活動については、中止・延期等をご検討くださいますよう、お願いいたします。

（１）基本的な感染防止対策

- ・手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・人と人の間隔（原則２メートル、少なくとも１メートル以上）を十分にとる。
- ・マスクの着用を徹底する。（ただし、暑い時期には熱中症にも十分注意し、換気や人と人の間隔を確保して適宜マスクを外すなどしてください。）
- ・事前の検温等、体調確認を行い、発熱がある方や体調がすぐれない方は参加を控える。

（２）会合等（総会・各種会合等）

- ・可能であれば書面議決での開催を検討する。直接集まって開催する場合は、書面議決や委任の手段を活用し、最小限の人数で開催する。
- ・こまめに換気をする。（３０分に１回以上、窓やドアを数分程度開ける、換気扇を回すなどして換気をする。） ※窓がなく、換気ができないような場所の使用は避ける。
- ・会場内での会食等は避ける。
- ・密閉された部屋では大きな声を出すことは避ける。 など

（３）清掃活動・地域の行事等

- ・調理、飲食を伴うような感染リスクの高い活動については、中止もしくは延期を検討する。
- ・複数人で行う作業等は、必要に応じて手袋を着用し、会話を控える。
- ・使用した道具等は、こまめに消毒・洗浄する。
- ・受付表などを設置し、可能な限り、参加者の把握に努める。 など

（４）町内会費の集金

- ・緊急性等を考慮し、可能であれば徴収時期の延期や徴収の回数を減らすなど工夫する。
- ・金銭の受け渡しの前後は、手洗いを徹底する。 など

（５）回覧

- ・文書内容の緊急性等を考慮し、回覧回数を十分に検討する。
- ・回覧後は、住民へ手洗いを奨励し、回覧板の消毒・除菌をする。
- ・対面での受け渡しを避け、ポストへの投函など間接的な受け渡しをする。 など